

尾高朝雄のウィーン

平和の脱国家化のディスクール試論 ケルゼン学派の若き知性ととともに

森 元 孝

1. 問題

戦後1953年8月25日シュッツ発フェーゲリン宛て書簡はこうある。「あなたにも面白いと思います。尾高から手紙をもらいました。日本に赴いた友人に彼を探してもらったんです。彼は今、東京大学法学部の学部長です。元気なようだし、法理論について日本語でたくさん本を出しているとのことです」¹。

渡欧中ウィーンで学んだ尾高は、戦争での中断はあったが、知性あふれる終生の友をそこでたくさん得た。美談は尽きない。アメリカでのシュッツ門下生ワグナーはこう記している。

「尾高はウィーンの出版社と彼の本出版で交渉したとき、一緒にシュッツの本についても交渉した。(中略)尾高が必要なお金を用立てた。シュッツには大日本帝国社会学・法学会から得たと説明していた。ウィーンを発つときになって初めて彼はそんな学会などないこと、自分が裕福な家の子であり自分の手持ちからあの助成金は払ったと明かした」²。

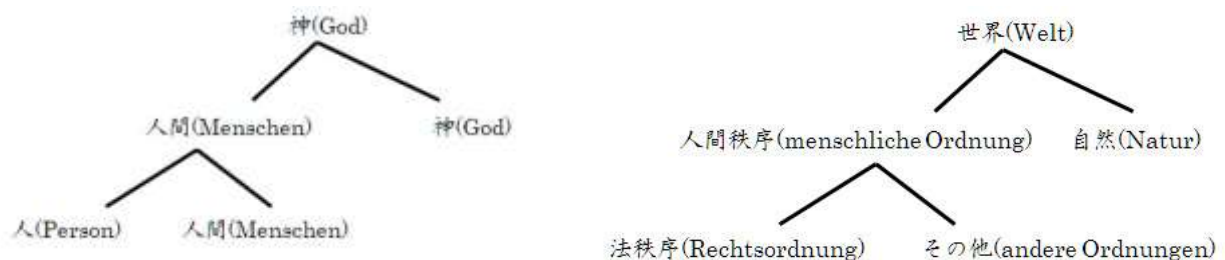
シュッツ研究者にはよく知られた挿話であるが、尾高が出したお金によりウィーン、シュプリンガー社から出版された尾高朝雄『社会團軀学基礎』³、シュッツ『社会的世界の意味構成』⁴、若い二人の著作は、内容の上でどう関係しているのか知りたいところである。

互いの著書、相手への謝辞があり、尾高の著書へのシュッツによる詳細な書評も存在するが⁵、尾高がシュッツから得たものが何かあるのかないのか。とりわけ、フライブルクにてフッサールに現象学を学ぶことも渡欧の理由だったことを思えば、シュッツに始まる社会現象学と、尾高の團軀学が、どのように関係していたのか、していなかったのかについて問うてみたい。

これが本稿の主題であるが、重ねて「平和」ということについて、日本人尾高と、ウィーンの友たちの間にある学問上の意見の差異を問うてみたい。

2. 「純粋法学」を圧縮する

尾高は、純粋法学と現象学を学びに渡欧した。ある種奇異にも見える二学の関係がどうなっているのかを考えたい。純粋法学は、ケルゼン『国法学の主要諸問題』(初版1911年、



¹ Alfred Schütz/ Eric Voegelin, *Eine Freundschaft, die ein Leben ausgehalten hat. Briefwechsel 1938-1959*, Konstanz 2004, S.490.

² Helmut R. Wagner. *Alfred Schütz - An Intellectual Biography*, Chicago 1983, p.37.

³ Otaka, Tomoo. *Grundlegung der Lehre vom sozialen Verband*, Wien 1932.

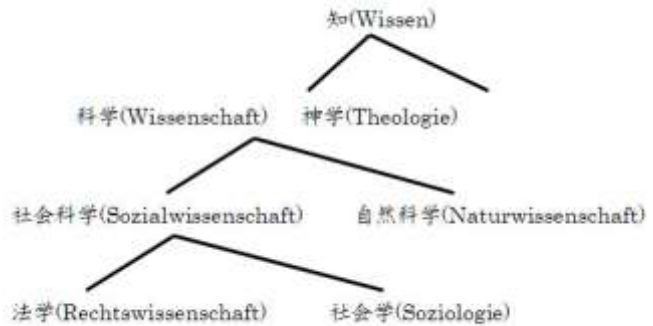
⁴ Alfred Schütz, *Der sinnhafte Aufbau der sozialen Welt - Eine Einleitung in die verstehende Soziologie*, Vienna: Springer Verlag 1932. In: *Alfred Schütz Werkausgabe Band II. Der sinnhafte Aufbau der sozialen Welt - Eine Einleitung in die verstehende Soziologie* (M. Endreß & J. Renn, Eds.) Constance: UVK Verlagsgesellschaft 2004.

⁵ Alfred Schütz (1937). "Tomoo Otakas Grundlegung der Lehre vom sozialen Verband", in: *Zeitschrift für öffentliches Recht*, Band XVII, Wien 1937.

2版1923年)⁶、『一般国家学』(1925年)⁷、『純粹法学』(1934年)⁸と、これらが著された期間に著された数多の論文を把握せねばならない、処女作は700頁超の大著である。この膨大な言説を、スペンサー＝ブラウンの指し示しの算法を用い圧縮してみたい。

2.1. 無神論者ケルゼンの法の世界内位置は、人間が制定し、それにより作り出される法秩序における出来事の帰属点は「人

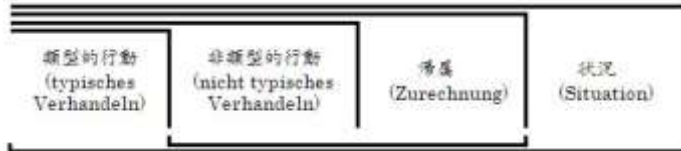
(Person)」となり、「人間(Menschen)」でなくともよい。すなわち法人(juristische Person)の存在である。



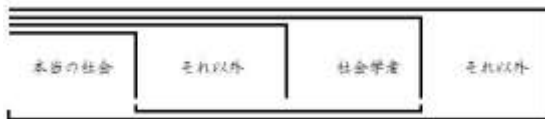
2.1.1. 法秩序と諸秩序、知の分化は右のようになっている。ケルゼンは科学主義者であった。

2.1.2. ジンメルに従い「当為(Das Sollen)」を存在の形式として、その事実性を徹底主張する⁹。

2.2. 規範は、スペンサーブラウン¹⁰に従うと、次のように示すことができよう。



2.2.1. これは、本当の社会の根拠づけ(再参入)と同型である¹¹。



2.3. 2.2.は次の指示算法式に対応する。



2.3.1. 類型的行動₁≡法命題₁の対応関係は、類型性という事実性と命題という関係である。ケルゼンは、法意志(juristische Wille)の事象(行動と命題との対応関係)への関係と考えた。ケルゼン門下にとっては、これが志向性と志向対象という、フッサール『論理学研究』を持ち込むきっかけとなる。

2.3.2. またカウフマンが、論理実証主義との関係を繰り返し問う理由である¹²。

⁶ Hans Kelsen, *Hauptprobleme der Staatsrechtslehre*, Wien 1923(1911).

⁷ Hans Kelsen, *Allgemeine Staatslehre*, Wien 1925.

⁸ Hans Kelsen, *Reine Rechtslehre*, Leipzig/Wien 1934.

⁹ Georg Simmel, "Das Sollen", in: *Einleitung in die Moralwissenschaft -Eine Kritik der ethischen Grundbegriffe*, Frankfurt am Main, 1989(1904).

¹⁰ George Spencer-Brown, *Laws of Form*, London 1971.

¹¹ 森 元孝「媒体と状況」第29回日本現象学・社会科学大会(2012年12月2日 神戸大学)報告。

¹² Felix Kaufmann, *Logik und Rechtswissenschaft*, Tübingen 1922.

2.4. マールブルク派カント主義に従うケルゼンの試みは、科学命題に対する物自体という仮説的關係を、法命題に対する規範という關係に拡張するということである。法の規範性、その効力は、必ずそうする仮説的前提に拠っているということである。

2.4.1. 「ある憲法が共和主義であるというのは、憲法にそう書かれているからか？ ある国家が、連邦国家だというのは、憲法にそう書かれているからか？」 [Kelsen (1925), S.129.]。

2.4.2. 『一般国家学』にあるこの問いは、その法意志、当為を問わねばならない。1920年制定オーストリア共和国憲法第1条「オーストリアは民主共和国である」、第2条(1)「オーストリアは連邦国家である」は、そう言う時局性を前提として問わねばならない。

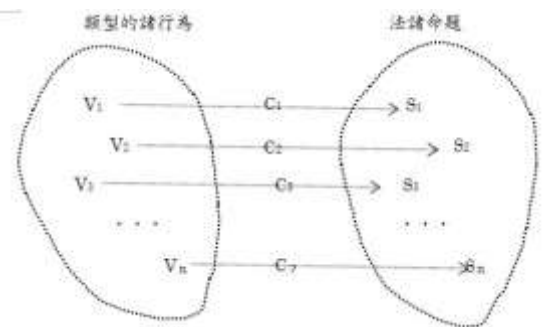
2.4.3. 「法行為はふつう言葉で措定されるから、それ固有の指示をつうじて何かを言明することになる。(中略) かくかくの人間行為が主観的に持とうとする法的意味を、のっけから客観的だとするのは、一種の論点先取である。というのも、それがそもそも法行為なのか、その位置が法体系においてどんなであり、他の法行為へのその指示關係がどんなであるかは、それらを解明していく図式を生み出す際に手段とする根本仮説に依存する」 [Kelsen (1925), S.9.]。

2.4.4. 「法理論の素材、すなわち人間の諸行為(Handlungen)は、ある本来的で、ある内在的な、主観的意味を帯びている。これが法の体系における結果行為(Handlung)が持つ客観的意味と一致しうるのかしないのか、最終的には根本規範(Grundnorm)とされている仮説による」 [Kelsen (1925), S.278.]。

2.4.5. 1911年の仮説前提という表現は、1925年「根本規範」という言葉となり、1934年にはこれと「権威(Autorität)」「力(Macht)」との關係が示される。当初の物自体≡規範自体という關係からずれ、根本規範が何であるかを具象化していくベクトルが生まれる。

2.4.6. 1931年怒りと失意のうちケルゼンはウィーンを去る。「1934年オーストリア憲法」第1条「オーストリアは連邦国家である」、第2条「連邦国家は身分制により秩序づけられ、連邦直轄都市ウィーンと諸州(中略)からなる」、第3条2「Das Staatswappen Österreichs besteht aus einem freischwebenden, doppelköpfigen, schwarzen, golden nimbirten und ebenso gewaffneten, rot bezungenen Adler ---」と変更される。純粹法学破綻の悲劇である。

2.4.7. 対応性 {C | C₁, C₂, C₃, ... C_n}
について、ケルゼンは法解釈(Interpretation)、手続き(Verfahren)とした。しかしオーストリアファシズム到来は、手続きは力の行使であったことを証明する。



2.5. 「暴力的対立を破滅に至る流血革命の道に突き進むのではなく、平和的にそして漸進的に調停する可能性を提供する、ひとつの形式があるとしたら、議会制民主制の形式である。そのイデオロギーでは、なるほど自由は社会的リアリティを達成しえないが、平和というリアリティはある」¹³。1926年のドイツ社会学会ウィーン大会でのケルゼン報告はこう結ばれていた。

3. 多才と反抗 -カウフマン、フェルドロス、フェーゲリン

3.1. 門下生カウフマン、フェルドロス、フェーゲリンと、師ケルゼンの關係はそれをよく示していた。

¹³ DGS (Die Deutsche Gesellschaft für Soziologie). (1927). *Verhandlungen des Fünften Deutschen Soziologentages vom 26. bis 29. September 1926 in Wien*, Tübingen 1927, S.68.

- 3.2. 主観的意味と客観的意味とを一致させる根本規範とは何か。カウフマンは「われわれの前提は、どんな法命題も、行動（本来的な意味での〈人間〉行動）についての規範であり、その行動とその規範の概念を分析すること、すなわちそれらをそれらの素材的内容にもとづいて吟味すること」〔Kaufmann (1922), S.89.〕だとする。そしてこの場合「規範はいずれも、より限定した意味で、ある主体とある類型的行動とにある〈当為〉で表現される類型的関係のこと」〔Kaufmann (1922), S.82.〕だとする。これは基本的にケルゼンを踏襲している。→2.2.
- 3.2.1. 行動と規範概念の素材内容の吟味、すなわち手続き(Verfahren)の正当性は、法命題の階統化された体系にある。基本法・憲法という最高法規から下位法へと階統的体系があるという。そうした体系の前提に根本規範がある。当初、論理的な階統関係としてカウフマンは取り扱おうとしたが、ケルゼンは法秩序の実効性としての国家の権力を示唆するが〔Kelsen(1934), S.125.〕。カウフマンは後年「社会的事実(soziales Faktum)」¹⁴とする。
- 3.2.2. 命題部分と遂行部分という言語行為の基本単位を考えれば、命題への力の介在は不可避だが、法律家ケルゼン、論理学者カウフマンは、これを力ではなく、手続き技術として考えたかったのであろうが果たせなかった。
- 3.3. 職業外交官フェルドロスは、個別国家の基本法を包括する国際法(Völkerrecht)に、階統化された体系と根本規範の根拠を求めた。国家間の承認、合意、外交慣例なども手続きであるが¹⁵、やはり力の問題にすぎないとするのが問いとなる。
- 3.4. 『社会團軀学の基礎』結論から、尾高はフェルドロスに感銘したと想像できる。「人間精神あるものは、全世界の文化的相互作用の中で初めて最も実り多く自己確認できるのだから、未来に創出されるべき協成 (Körperschaft) は、ひとつの個別国民あるいはひとつの個別言語共同体に限定されてはならず、〈世界團軀〉という最終の人間の全体性としてあるのがよい」〔Otaka (1932), 278.〕。「世界団体(Weltverband)」はフェルドロスに由来する。
- 3.4.1. だが、この人間的全体性とは何か？ これが根本規範として仮説される前提なのか？
- 3.5. 規範性の成立条件としての手続きという本質問題をめぐって、門下生らの置かれていた時局性を指し示し、執拗にケルゼンを批判したのは、政治学者フェーゲリンであった。
- 3.5.1. フェーゲリンは、法体系、すなわち法の秩序連関とその階統秩序問題を、ピアリングに遡及し、法の体系がそれ自体独立に閉じた体系でも、上にも下にも開放した体系などではないとする。「段階秩序は、まずは固有法則的で思考必然的な連関として作り出される。しかし次にその諸規範の妥当基礎は、法遵守者たちの間の承認に見出されるはずのものだ」¹⁶と言う。
- 3.5.2. 「承認」「決断」・・なる行為なしには法体系はないとする。法秩序≡国家秩序という関係は「承認」「決断」・・という行為なしにはないとする。規範性は、法秩序に関係するが、その形式的連関の外から付与されるものであり、それが力だというのである。
- 3.5.3. しかしながらこれは、ケルゼンが克服しようとした前提〔Kelsen 1923), Kapitel 6, 12.〕への回帰ということではなかった。

¹⁴ Felix Kaufmann, *Die philosophischen Grundprobleme der Lehre von der Strafrechtsschuld*, Leipzig/Wien 1929, S.30.

¹⁵ Alfred Verdross, *Die Einheit rechtlichen Weltbildes auf Grundlage der Völkerrechtsverfassung*, Tübingen 1923.

¹⁶ Erich Voegelin, „Die Einheit des Rechtes und das soziale Sinngebilde Staat“, in: *Internationale Zeitschrift für Theorie des Rechts*, 1930, Jg. V., S.59.

4. コーポラティズムの夢 -尾高の構想

4.1. 尾高の関心は社会團軀の理想形象提示にある。

4.1.1. 「あること(Sein)」と「存在(Existenz)」そのものを区別し、後者への哲学的肉薄を考える。

4.1.2. 「ある理想的な精神形象が〈現実にある(Wirklichsein)〉というのは、そのあからさまの理想〈存在〉(broß ideale Existanz)からはっきり明確に区別されねばならない。社会團軀が理想的であることを批判的に確定してきたが、これはあからさまの理想存在(broß ideale Existanz)としてではなく、現実にある(Wirklichsein)としてだけ理解されねばならない。というのも、社会團軀、そのありよう(Seinsart)を今、根本的に明らかにしようとしているのだが、これは歴史的社会的な現実(Wirklichkeit)のひとつの要素を形成してなければならないからである。国家は社会團軀学のひとつの対象を形作るものであるが、これはあからさまに考えられた「ユートピア」国家とは同一ではない。ゆえに社会團軀は、それ固有の理念性において、まさしくひとつの「現実性定立(Wirklichkeitsthe-
sis)により確定されねばならない」〔Otaka(1932), S.52.〕。

4.1.3. 「社会團軀の理想的意味のこうして実際の現実化は、ケルゼン流の規範理論との関連でわれわれが示したように、精神的な何かとして考察することも出来る。そこに、社会團軀の理念実現を、実際に経過していく人間の社会的諸行為の中で〈精神科学的に〉研究していく可能性がある」〔Otaka (1932), S.52.〕。

4.1.4. 尾高は、團軀の現実態を理論的に描写していく。その現実態の基盤は、社会的行為(ヴェーバー)、相互作用(ジンメル)を経て、ゲゼルシャフト結合に対するゲマインシャフト結合(Vergemeinschaftung)の強調として、すなわち合理的に方向づけられた調和関係(rational-abgelenkt-harmonische Beziehung)に対する、根源的な調和関係(ursprünglich harmonische Beziehung)優位として、さらに二つを総合する形態として協成(Körperschaft)が構想、抽出される。

4.1.5. 「協成はひとつの〈総合〉であり、ゲマインシャフトとゲゼルシャフトのたんなる混合形態ではない。協成的に構成される団体において、一般が諸々個別をつうじてはじめて存し、諸々の個別そのものは、バラバラの人としてではなく、まったく自立しない諸部分でもなく、まさしく十分に陶冶された自己意識内にあり、社会的全体性(soziale Ganzheit)の不可欠の分枝(Glied)である」〔Otaka (1932), S.191.〕。

4.1.6. 團軀を国家の上位概念として、国家論を根拠づけようとするところに尾高のオリジナリティがある。ケルゼンも「国家は、人間のひとつの團軀として、社会のカテゴリーに属する」〔Kelsen (1925), S.8.〕とも表現しているが、團軀は、この人の立論の主軸にはなかった。

4.1.7. ケルゼンのもとで学んだが、尾高がウィーンで吸収したのは、むしろシュパンの全体学(Ganzheitslehre)である。「『工場(Fabrik)』『会(Verein)』『家族』は、ただちに〈アンシュタルト〉であり、〈團軀〉である。(中略)〈團軀〉という名称は、個人主義的な匂いがする。なぜなら、この場合、成員が自立的、すなわち事前完結的に想定されており、團軀に自発的に〈集まってくる〉からだ。普遍主義的には〈アンシュタルト〉という名称が考えられ、そこでの成員は互いに並んでというのでは明白でない。〈アンシュタルト〉は、下級部位(Unterabteilung)にまつまり、単一分枝(Glieder)で完結し、個からは成るのではない¹⁷。ゆえに、尾高は、「われわれは、社会團軀を、〈人間間に形成される全体性(zwischenmenschlich gebildete Ganzheit)〉と定義

¹⁷ Othmar Spann, *Gesellschaftslehre*, Leipzig 1930, S.423.

- した」〔Otaka (1932), S.100.〕とするのである。ケルゼンにおける人間の社会的結びつき (soziale Verbindungen des Menschen)、あるいはジンメルにおける相互作用(Wechselwirkung)を、尾高は踏襲しているが、全体性(Ganzheit)という術語は、歴史的にたいへん苦しいところがある。
- 4.1.8. 『社会團軀学基礎』結論「社会團軀学基礎の实践的意味」で、「人間間に形成される全体性として社会団体は、客観的かつ現実に存し、ここにおいて直接的、絶對的に疑い得ない経験基盤に遡及することで嚴密に理論的かつ学問的に証示され」、これをもとに「社会的実践の核となる問題は、人間の共同存在において一般的価値判断の最終尺度をどこに見出すことができるかという問いに定式され」〔Otaka (1932), S.276.〕、「今日の社会組織に欠けているのは、なかんづく、むき出しの単一個人の上位にある社会的全体性と一般性という考えである」〔Otaka (1932), S.277.〕となり、さらに「ここから必然的に生じるのは、人間の共同生活の徹底的に法化された状態の社会性という、〈協成的に(körperschaftlich)構成された世界において初めて見出すことができる。協成は、社会團軀の次のような類型である。すなわち、そこでそれ自身の個別の中で一般が意識され、同時に個別はそれ自体として、一般においてその真の自己成就(Selbstvollendung)が見出される」〔Otaka (1932), S.278.〕。
- 4.2. シュパンに依拠する国家總動員論は、ファシズムのイデオロギーだが、『社会團軀学基礎』の最終結論は、「われわれによって求め見出されなければならないものは、したがって〈協成的に構成される世界團軀への道〉にはかならない」〔Otaka (1932), S.278.〕とある。
- 4.2.1. 「満州事変」という時局を知れば、その内容は批判対象とならざるをえない。帰朝後の『国家構造論』(1936年)結論は、「団体が実在性を發揮するためには、構成員相互の緊密な結合関係がこれを底礎する必要がある。然るに、今日の国際連盟は、その組織に於て不備薄弱であるばかりでなく、構成員たる諸国家の間にはなお複雑な利害の対立のみがあって、内面的の結合性を欠くが故に、単に觀念的に構想された全体たるに終らうとする傾きが強い。故に、實在の対象として見るならば、国家以上の社会は、超国家主義の国際法学者の熱心な主張を以てしても、また大戦直後の平和思想を背景とした国際連盟建設を以てしても、なほ〈社会関係〉の域を脱せず、未だ遠く〈社会團軀〉としての資格を備ふるに到らざるもの、と云はざるを得ない」¹⁸となっている。
- 4.2.2. 戦後の主張を見れば「国際社会は、政府のない社会である。政府のない社会であるから、その秩序は破れ易く、保たれ難い。しかも、ひとたび国際秩序が破れた場合には、戦争の惨禍は測り知るべからざるものがある。故に、国際社会にとっては秩序ほど貴重なものはない。(中略)国際社会では、内容の如何をとまかくとして、そもそも秩序を保つということそのことが切実な関心の的となる。したがって、国際社会では特に『現状(status quo)』ということが重んぜられる。現状を重んじつつ、これに若干の配分関係の変更を加味して保たれる国際社会の秩序は、『平和』である。故に、平和は国際政治の理念である。どうすれば平和を、人類の福祉と文化の發達の基礎たる平和を一でき得べくんば永久に一維持できるか。国際社会の理念論的な構想は、常にこの問題を中心として提唱され、論議されてきた」¹⁹。
- 4.2.3. 「平和の手段によって世界人類のあまねき配分の公正を図るということは、国際正義の永遠の理念である。今後この理念に接近していく道は、フィヒテの考えたような一国単位の統制経済にではなく、ドイツや日本が企てたような広域経済圏の建設にでもなく、世界全体を統合する最も大規模な包括経済に求められるべきであろう。すなわち、世界経済の指導中枢を設け、すべての国家間の生産や配給の計画を鳥瞰的に樹立し、平和を愛好する国際連合の加盟国のいずれもが、この計画の下にそれぞれ分に応じた経済活動を営むという構図が、最も多くの現実化の可能性をもつであろう」〔尾高(1955)284頁〕。

¹⁸ 尾高朝雄『国家構造論』(岩波書店 1936年) 162頁。

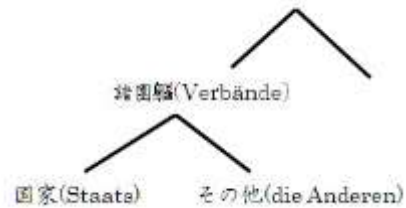
¹⁹ 尾高朝雄『法の窮極に在るもの〔新版〕』(有斐閣 1955年) 249-50頁。

4.3. ここでの「平和」は、ケルゼンの「民主政」報告での「結果として得られる平和」とは異なり、手段であり、それにより世界になると読める。

4.3.1. これは、フェルドロスが、第二次世界大戦後打ち立てた、手段としての「永世中立」と、結果としての「平和」とも食い違う²⁰。

5. 社会的世界の意味構成論 -シュッツの独自性

5.1. 尾高が、国家の理想型を團軀に遡り得ようとした発想は理解できないわけではない。右図の関係はすでにケルゼンにある。



5.1.1. 團軀が尾高の言う人間的相互関係

(Zwischenmenschliche Beziehung)だとして、それはいったい何か。カウフマンは、Verband を使わず、Soziale Kollektiva とした²¹。これでもまだその内容は不明である。

5.2. 「さて社会団体というものが、ひとつの理想的的精神形象として、学的認識の自立した対象をかりうじて描くとするなら、それが素朴に理想的に存在する何かとしてではなく、現実にあるうる何かとして確定されるはずなら、根本的に問わねばならないのは、社会団体が理想的であり、かつそれにもかかわらず現実に存在しうる、そのリアルな基底とはどのような種類のものかということである」²²、書評でシュッツは、こう尾高に向けている。

5.2.1. シュッツの貢献は、『社会的世界の意味構成』第4章で、これを社会的世界の意味構成として詳説したことにある。

5.2.2. 以下の諸図・諸式、いずれが言うところの人間的相互関係ということになるか。すなわち人間的相互関係なる抽象物を一挙に具象化することには無理がある。尾高は、シュッツからこのことを学ぶ必要があったように思う。

5.2.3. シュッツに従えば、次の二つの世界をまず区別せねばなるまい。



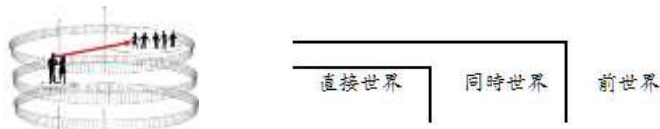
5.2.4. さらに次の水準の違いも区別せねばなるまい。



5.2.5. これらは、さらに次のようにも描写され、かつ表記されよう。



したがって、次のようにも可能なはずである。



5.2.6. 国家は、こうした社会的世界の意味構成の一部ではなく、まさに理念型として、これらの中に形象される。

²⁰ Alfred Verdross, *Die immer währende Neutralität Österreichs*, Wien 1980.

²¹ Felix Kaufmann, „Soziale Kollektiva“, in: *Zeitschrift für Nationalökonomie*, I.Band, 1929, S.294-308.

²² Schütz (1937), S.72.

5.3. 「実際、国家の行為(Handlung)はどれも、その諸機関、すなわち自我が理念型としてとらえ、同時世界の同時代人として<彼ら関係>で向かうことになる諸機関の行為(Handeln)に分解されよう。その限りで国家という概念は社会学的に見れば同時世界における人についての諸々の理念型の高度に複雑な諸層の省略ということである。行為する社会的集合体について言う場合、この構造上の編成は、問うことなく所与として受け入れられている。だから諸々の機関の匿名的な諸行為(Handlungen)がそのようなものとして呈示する、諸々の客観的意味連関の事実性なるものは、ひとりあるいは複数の個体の個別の行為(Handeln)が、ひとつの類型的な意識プロセスに割り当てられるのと同じように、社会的集合体というひとつの人の理念型に割り当てられる。この場合に見落とされるのは、(ひとりあるいは複数の)個別の行為が、たしかに主観的意味連関として、類型的に把握されるとしても意識プロセスに割り当てられるのに対して、主観的意味連関の集合体の「行為」が割り当てられるような意識は考えられないということである。たしかにこうしたメタファーの心理学的源泉は、<集合体の諸行為(Handlungen)についての表象が、決まったように何らかの価値理念を基礎に置いているということにある」²³。

5.3.1. これが、シュッツの国家の定義箇所と考えられる。

5.4. そして、シュッツは、知られているとおり、同時に多元的現実論を展開している。国家は意味世界のひとつでしかない。

6. 純粋法学の理念擁護の道

6.1. 『實定法秩序論』(1942年)で尾高はこう記している。「國家の基本構造を〈團軀〉と呼ぶならば、根本規範を〈團軀法〉とも名づけることが出来るであらう。(中略)團軀法としての根本規範は、實在國家の實在基本構造を示す命題であり、したがって、それ自身また儼たる〈實在〉であること、いふを俟たない。(中略)帝國憲法についていふならば、第一條が根本規範であることはもとよりであるが、第二條の皇位繼承の規定も、皇位が連綿たる皇統に繼承されることを明らかにしてあるといふ意味で、やはり根本規範に数えらるべきである。(以下略)」²⁴。

6.1.1. この実定法概念の限界突破²⁵について、戦前の限定的意味領域という多元的現実のひとつ、あたかも夢の世界として笑い飛ばしておくだけでよいかどうかである。

6.2. ケルゼンにおける物自体≡規範自体という仮説は、今も保持する必要があるらう。

6.2.1. 問題は、例えば「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と条文にあるから平和国家なののだと思おうとする脆い論理である。

6.2.1.1. これは、改憲保守派言うところの一種の「平和呆け」かもしれない。

6.3. この条文を可能にしている仮説を遡及しつつ問わねばならない。

6.3.1. 「平和」は平和憲法の条文があるゆえ担保されるのではなく、その条文の仮説前提を問い続けることで、あるということなのであろう。

森 元孝 (早稲田大学・文化構想学部)

wienmoto@waseda.jp

<http://www.f.waseda.jp/wienmoto/>

<http://wienmoto.at.webry.info/>

²³ Schütz (1932), S.226 f. [299頁].

²⁴ 尾高朝雄『實定法秩序論』(岩波書店 1942年)464-465頁。

²⁵ 長尾龍一『ケルゼン研究1』(信山社 1999年)324頁以下。